「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」の改定について

1. 平成 25 年 1 月 22 日開催の理事会において、「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」について、ST マークの「賠償補償制度」の趣旨・要件を明確にする等のために「資料 1」の改定が決定されましたのでご連絡します。

また、当該改定に関連して「玩具安全マーク使用許諾契約」につきましても一部改定されました(「資料 2」)。

- 2. 今回の改定は、平成 25 年 4 月 1 日以降の ST マーク使用許諾契約(更新契約を含む。) から適用致します。
- 3. 改定の理由は、下記のとおりです。
 - (1) 制度要綱第3条第2項の改定(修正)

ST マークの賠償補償制度は、「ST マーク契約者の賠償資産の内部充実を図るための制度」である旨を明確にします。

(賠償請求者が当協会に対する請求権を有する制度でない旨を明確化する。)

(2) 同第4条第7項の改定(削除)

ST マークの有効期間 2 年の規定は、これを設ける必要性が低く、また、規定が存在すると却って誤解を招く恐れもあることから、これを改定(削除)します。

(注) ST マークは、当該玩具が ST 基準適合検査に合格したものである旨、ST マーク契約者が加入を義務付けられた玩具賠償補償共済に加入し賠償原資の内部充実を図っている旨を示すものです。

この趣旨の場合、STマークに有効期間は必要ありません。

また、賠償補償は、PL 賠償・損害保険の期間ルール(被害者が損害及び賠償 責任者を知った時から3年など)に拠っており、上記の「ST マークの有効期間2年」に拘束されるものではありません。

なお、「STマークの有効期間2年」の規定は、「保証期間」との誤解を招く恐れもあります。

(3) 同第13条の改定(新たに同条第2項を追加)

STマーク使用許諾契約を解約・終了する場合に、出荷済みのSTマーク付玩具について、STマーク契約者にその責任において賠償保険を付保して頂くことで、当該STマーク付玩具を継続して販売することを認めることとします。

(なお、ST マーク使用許諾契約では、ST マーク契約者に対しその旨の確認書の提出を義務付けるよう改定します。)

(4) 同第14条第3項の改定(修正)の理由

平成20年制定の保険法(平成20年法律第56号)において、保険契約者の破産に おける賠償請求権者(被害者)の先取特権が規定されました。(なお、被害者は裁 判所に差押命令を請求することが必要となります。)

ついては、ST マーク契約者の破産の場合に、当協会として執ることとなる対応を明記しました。

資料1 「玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱」の改定

(下線部分が改定箇所)

定

現方改【玩具安全マーク制度】【玩具安全マーク制度】第3条第3条

- 1. (略)
- 2. STマーク制度は、協会が玩具を製 造、輸入又は販売する事業者とST マーク使用許諾契約を締結し、当該 事業者が製造・販売する玩具につい て、ST基準適合検査を受け、これ に適合していると認定される場合 に、第4条に定める玩具安全マーク (以下「STマーク」という。)を 当該ST基準適合検査に合格した 玩具又はその包装に付して販売す ることを認め、かつ、当該STマー クを付した玩具の欠陥に起因して 事故が発生したときは、第13条に 定めるところにより、STマーク使 用許諾契約者に対し、その支払った 賠償の補償を行う制度とする。

1. (略)

2. STマーク制度は、協会が玩具を製 造、輸入又は販売する事業者とST マーク使用許諾契約を締結し、当該 事業者が製造・販売する玩具につい て、ST基準適合検査を受け、これ に適合していると認定される場合 に、第4条に定める玩具安全マーク (以下「STマーク」という。) を 当該ST基準適合検査に合格した 玩具又はその包装に付して販売す ることを認め、かつ、当該STマー クを付した玩具の欠陥に起因して 事故が発生した場合に備えて、ST マーク使用許諾契約者に対し第 13 条に定める賠償補償共済制度への 加入を義務付け、その賠償原資の充 実を図る制度とする。

 $3 \sim 5$ (略)

【STマーク】

第4条

 $1 \sim 6$ (略)

- 7. <u>STマークの有効期間は、購入から</u> <u>2年とする。</u>
- 8. (略)

 $3 \sim 5$ (略)

【STマーク】

第4条

 $1 \sim 6$ (略)

 7. STマークの有効期間は、購入から

 2年とする。

7. (略)

【共済加入義務】

第 13 条

- 1. (略)
- 2. 玩具賠償責任補償共済制度及び玩具製造物責任補償共済制度に係る約款は、別に定める。

【共済加入義務】

第13条

- 1. (略)
- 2. STマーク使用許諾契約の終了又 は解約にあっては、STマーク使 用許諾契約者は、それまでに出荷 したSTマークを付した玩具を継続 して販売する場合は、当該玩具に ついて製造物責任賠償保険の付保 を措置するものとする。
- 3. 玩具賠償責任補償共済制度及び玩 具製造物責任補償共済制度に係る 約款は、別に定める。

【事故処理】

第14条

 $1\sim 2$ (略)

3. <u>STマーク使用許諾契約者が不存在となったときは、協会が事故の</u>処理にあたるものとする。

【事故処理】

第14条

 $1\sim 2$ (略)

3. STマーク使用許諾契約期間 中 にSTマーク使用許諾契約者が 破産したときは、協会は、第 13 条の賠償補償共済制度に関し、損 害賠償請求者に対し保険法(平成 20年法律第 56 号)に基づく保険 金の請求等の手続を説明するも のとする。

資料2 STマーク使用許諾契約の改定

現 行改 定第 11 条第 11 条(中略)(中略)ただし、既に出荷されている製品については、この限りでない。ただし、既に出荷されている製品を継続して販売する場合は、乙は当該玩具について製造物責任賠償保険の付保を措置するものとし、その旨の確認書を押に提出する。